

横浜市立池上小学校 いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月 20 日 策定 (平成 29 年 12 月 3 日 改訂)

(1) いじめの防止に向けた学校の考え方

① いじめの定義

法第 2 条にあるように、「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心理の苦痛を感じているもの」をいう。

（「文部科学省」定義による）

② いじめ防止等に向けての基本理念

すべての子どもは、かけがえのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの生活の場に、他者を排除するような雰囲気が形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因にもなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来に向けた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

（「横浜市基本方針」による）

(2) 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

① 委員会の構成員

- ・校長、副校長、児童支援専任教諭、児童支援担当教諭、養護教諭、教務主任、学年主任、関係児童の担任等
- ・必要に応じて学校関係者、心理や福祉等の専門家、法律等の専門家の参加を求める。

② 委員会の運営

- ・「学校いじめ防止対策委員会」を常設し、月に 1 回職員会議後に定期開催をします。
- ・いじめの疑いがある段階で、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開催します。
- ・校長は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行います。

③ 委員会の活動内容

●未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童生徒及び保護者に周知

●早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報の窓口の設置
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などにかかる情報の収集と記録、共有
- ・いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断

●取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的な実施
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCA サイクルの実行を含む。）

(3) いじめの未然防止、早期発見、事案対処

●未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりをします。特別支援教育の視点による全員参加型の授業や体験活動等の中で、子どもの自己有用感を高め、いじめを生まない学校、学年、学級風土を作ります。また、道徳教育や読書活動、縦割り活動の推進、子どもの社会的スキル横浜プログラムの計画的実施等で、自他ともに認め合う豊かな心を育て子ども一人ひとりのベストスマイルを引き出します。
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を児童生徒及び保護者に周知します。

●早期発見

- ・いじめの相談・通報の窓口を設置します。
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などにかかる情報の収集（児童への定期的なアンケートをもとに日常的な教育相談を行う）と記録、共有をします。
- ・いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断をします。

●いじめに対する措置

- ・発生したいじめには、迅速かつ組織的に解決にあたります。被害児童に寄り添い支援するとともに、かかわった児童については、それぞれの保護者と協働し、再びいじめが行われないための指導・支援を行います。必要な場合は、外部専門機関とも連携します。

●いじめの解消

《いじめ解消の要件》

少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある

- ① いじめの行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
- ② いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

- ・「学校いじめ防止対策委員会」は、上記の要件が満たされたように適宜、解決のための措置が被害児童に寄り添った支援につながっているかを確認します。また、かかわった児童について、保護者と協同し、再びいじめが起こらないための指導・支援が適切であるかの検証を行っていきます。

●教職員等への研修

- ・教職員は児童理解、特別支援教育、人権教育等の研修に努め、子どもに寄り添う指導・支援に努めます。

●取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正します。
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等にかかる校内研修の企画と計画的な実施します。
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直しをします。（PDCAサイクルの実行を含む。）

●学校運営協議会等の活用

- ・学校家庭地域連絡協議会等を活用し、いじめの問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携・協同して解決に取り組みます。

●取組の年間計画

	取組名	具体的取組内容	実施期日
相談活動	教育相談	・学級担任が児童と相談実施。	随時
	個人面談	・学級担任が保護者と面談を年2回実施。	7月 11月
	地域訪問	・学級担任が保護者と全家庭で年1回実施。	5月
調査活動	アンケート	・児童対象に実施。	11月
	YP アセスメント	・YP アセスメントを実施。	7月 12月
教育活動	教科等授業	・「豊かな心を育成する」ための授業改善の実施。	年間
	道徳授業	・いじめ防止の授業を全学級で年1回実施。	学級による
	人権授業	・人権に関する授業実践(人権週間)。 感想の掲示。	12月
	特別活動等 (係活動、行事等)	・横浜プログラムによる人間関係づくり。 ・体験活動、各種行事、異学年交流等を通して「思いやりの心」「自己有用感」の育成。	4月 年間
	児童会活動	・ブロック子ども会議を開催し、よりよい学校生活づくりに主体的に取り組めるように支援。	5月 10月 2月
	情報モラル教育	・高学年児童への携帯端末使用についての指導。(保護者参加含む)	2月
	児童指導研修	・本校の児童指導体制、いじめ防止基本方針を全職員で共通理解。	年間
職員研修	校内研修	・いじめ事例対応研修、YP アセスメント研修等全職員でグループ研修を実施。	7,8月
	小中ブロック研修	・小中ブロック全職員で人権研修。	1月

(4) 重大事態への対処

《重大事態の定義》

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められたとき」(同項第2項)とされている。

《発生の報告》

学校は、重大事態が発生した場合(疑いを含む)は、直ちに教育委員会に報告する。

重大事態の発生が認められたときだけでなく、疑いのある場合においても速やかに教育委員会に報告し、対処していきます。

(5) いじめ防止対策の点検・見直し

- いじめ防止対策については、必要に応じて点検を行い、「学校いじめ防止対策委員会」の運営や活動内容について、見直していきます。